

令和5年4月10日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

学校における感染症拡大防止に関する対応について

日が柔らかく春の季節となりました。保護者の皆様には、日頃より、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

愛媛県においては3月20日に「特別警戒期間」から「感染警戒期」に移行し、市内の感染状況も改善されている状況です。5月8日には新型コロナウイルス感染症が5類に移行されることを受け、4月1日から「新しい生活様式」に則りながら、コロナ禍以前の学校生活を取り戻していくこととなります。そこで、新年度を迎えるにあたり、学校における今後の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、下記のとおりご確認いただき、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

記

1 マスクの着用について

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とします。咳やくしゃみの際は咳エチケットをお願いします。但し、次のような場合にはマスクの着用をお願いする場合があります。
 - ・ 校外学習で混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - ・ グループで行う調理実習など「感染リスクが比較的高い教育活動」においてマスクの着用を推奨される場面など
- 基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由からマスクの着用ができなかったりする児童生徒もいることから、マスクの着用の有無による偏見等が起きないように学校でも指導をしています。ご家庭でもご理解いただきますようお願いいたします。

2 感染防止対策の継続について【お願いしたいこと】

- 毎日の検温など体調管理の継続をお願いします。普段と異なる鼻水や咳やのどの痛みなど何らかの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医への電話相談、受診をするとともに、必ず無理をせずに登校や、習い事などを控えてください。
- お子様が体調不良で登校を控えていただく場合、欠席ではなく出席停止として取り扱います。十分に体調が回復するまで登校を控えるようお願いします。
- 保護者の皆様も、三密の回避や手洗い等の日常の感染予防対策の継続をお願いします。

3 濃厚接触や陽性等の情報提供について

5月7日までは、コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者の自宅待機等の扱いの変更はありません。そのため、学校での感染防止対策には、早い情報がとても重要です。児童生徒が濃厚接触者や陽性となった場合には、学校長又は教頭への情報提供をお願いします。

なお、プライバシーには最大の配慮を払い、管理職が情報の取扱いを行います。

4 陽性者や濃厚接触者の取扱いについて(5月7日まで)

児童生徒が陽性となった場合又は濃厚接触者に特定された場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。

【出席停止期間の目安】

【陽性の場合】

- 風邪症状や発熱などの症状がある場合の療養期間は発症日を0日として7日間。かつ症状軽快後24時間経過した場合。
- 無症状の場合の療養期間は、検査等で陽性が確定した日を0日として7日間を経過した場合。

【濃厚接触者となった場合】

- 濃厚接触者として出席停止の措置を取る場合については、感染者との最終接触日を0日として5日間の出席停止を原則とします。6日目からの登校が可能です。

※ 療養等の自宅待機期間は、医療機関等の指示によります。

※ 児童生徒が感染症予防対策のため、自宅待機により出席停止等の措置を取る場合にはクロムブック等を活用した学習保障も積極的に行ってまいります。各学校へご相談ください。

5 感染症に係る学校の対応について

本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、必要に応じて当該の小中学校を一部(学級・学年)を休業とします(休業の期間は概ね3日程度)。その後、感染の広がりを見ながら休業の延長や一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。感染の広がりが見られない場合は、休業を行わないこともあります。

なお、中学校においては部活動の停止を行うこともあります。ご協力願います。

6 感染症に係る差別の未然防止の取組について

四国中央市教育委員会では、令和2年度から、シトラスリボン運動に全ての小中学校が取り組み、感染症に係る差別の未然防止に向け人権・同和教育を推進しています。いわれなき人権侵害の発生を防ぐために、一人一人の子ども・保護者・教職員の人権が大切にされる学校づくりに引き続き取り組んでまいります。ご協力をお願いします

※ 本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。